

令和8年3月版

山梨県学校防災指針
第1編 自然災害対策編

第2章 風水害・土砂災害・雪害編

令和8年3月

山梨県教育委員会

第2章 風水害

目 次

頁

1 基本的な考え方		2
2 基本となる対応	(1) 登校前の対応	3
	(2) 在校時の対応	3
	(3) 児童生徒等の保護	4
	(4) 登下校の再開	4
3 雨の強さと降り方、 風の強さと吹き方	(1) 雨の強さと降り方	5
	(2) 風の強さと吹き方	6
4 事前対策	(1) 平常時の主な対応	7
	(2) 浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に立地している場合の事前準備	9
5 避難確保計画の作成	(1) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成	10
	(2) 避難確保計画の作成の手引き・ひな形	11
	(3) 避難確保計画の作成にあたっての留意点(水防法関係)	13
	(4) 避難確保計画の作成にあたっての留意点(土砂災害防止法関係)	18
6 災害発生時の対応	(1) 風水害・土砂災害・雪害発生時の主な対応 (急な大雨、雷、竜巻以外)	22
	(2) 予想困難な急な大雨、雷、竜巻への対応	22
7 行政機関からの情報収集と活用	(1) 「防災気象情報」の活用	26
	(2) 防災気象情報	27
	(3) 新たな「防災気象情報」	33
8 参考となるホームページ・資料	(1) 参考となるホームページ・資料	40
別冊(様式)	学校避難確保計画	

1 基本的な考え方

- ◆ 県が指定する洪水浸水想定区域（国・県管理河川）や土砂災害警戒区域、市町村が作成したハザードマップ等を確認し、学校や通学路における自然災害のリスクを十分把握しておくこと。
- ◆ 事前対策や発災直後の応急対策をあらかじめ想定したタイムラインを策定しておくこと。
- ◆ 気象庁が発表する「防災気象情報」等を活用し、事前に大雨・台風、大雪や洪水・浸水、土砂災害等に関する情報を十分把握すること。
- ◆ 臨時休業や下校等の判断の際は、児童生徒等の安全を第一に考え、早い段階で防災行動をとること。
- ◆ 安全が確認されるまでは、児童生徒等を学校で保護することを最優先とすること。
- ◆ 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法での保護者への引渡し、若しくは教職員の指導の下での帰宅により対応すること。また、公共交通機関の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護すること。

風水害・雪害については、天気予報や気象庁の防災気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となっている。

また、大型台風や集中豪雨、局地的大雨^{*}の発生数の増加が近年の特徴となっているので、それらへの対応も必要である。

※集中豪雨……積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達し、激しい雨が数時間継続することで起きる。
局地的大雨……単独の積乱雲の発達によって、一時的に雨が強まることで起きる。（国土交通省HP）

2 基本となる対応

○気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、地域の実情をよく把握している学校が行う。

- ・ 警報や注意報等の防災気象情報は、時々刻々と変化する。同一市町村内であっても、都市部・山間部等の地理的条件で、降水量や風の強さ等が大きく異なる。
- ・ 各学校にあっては、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、地域の状況をよく把握して、最終的な判断を行うこととなる。
- ・ 各学校の通学範囲や通学路、通学方法等もそれぞれ異なることから、緊急時において、結果的に同一地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合があり得る。こうした措置をとる場合には、関係教育委員会等との協議や、中学校区内の各学校、保護者等との連携を密にすることが重要となる。

（主な確認事項）

- ・ 学校の立地場所や通学路の危険性を把握し、市町村が作成しているハザードマップ等について保護者・地域住民との情報共有及び連携体制の構築を図る。

- 学校の地域性（校区・通学路も含めた地理的条件）によっては、がけ崩れや洪水等の発生が危惧されることから、市町村防災担当部局等と連携し、学校防災マニュアルの内容について調整・確認などを行う必要がある。

(1) 登校前の対応

- 気象庁が発表する気象情報や公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討する。特に、雨や雪の降り始めやピークの時間帯など、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※高齢者等避難、避難指示）などを参考にしながら、早めに判断することが大切である。
- 登校前に教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とする。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要がある。

（主な確認事項）

- 前日に臨時休業を決定した場合は、前もって保護者あてにその旨を通知する。当日の始業開始前に臨時休業を決定する場合であっても、速やかに保護者や児童生徒等に連絡がとれる体制の確立（電話連絡のほか、一斉メールや学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービスなど複数の連絡方法を確保）が必要である。

(2) 在校時の対応

- 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握する。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握とする。
- 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況、樹木の倒木・枝折れ、屋根の雪庇や落雪のおそれのある箇所等についても確認し、安全を確保する必要がある。
- 登校前と同様に気象情報や避難に関する情報を参考にし、帰宅に要する時間等を十分に考慮したうえで、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を早い段階で決定し、躊躇なく実施することが大切である。（台風情報などから早い段階で危険が予見され、下校することを決定しながらも、給食実施後の下校を選択したことで、暴風雨のピーク時に下校時刻が重なるような対応は避けなければならない。）

（主な確認事項）

- あらかじめ災害の規模や状況に応じた引渡しの基準や条件を詳細に定めておくとともに、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難となる可能性のある家庭の児童生徒等については、学校に留め置く等、混乱が生じないように、保護者等と事前の協議・確認が必要である。
- 防災気象情報等の種類と、それにより予想される災害を教職員が十分に理解した上で、多面的な情報が収集できるよう、事前に情報入手先を確認しておく必要がある。

(3) 児童生徒の保護

児童生徒等の在校時に、教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表され、かつ、公共交通機関等の運行や通学路等の安全が確認されない場合は、児童生徒等は学校で保護する。

安全が確認された場合には、あらかじめ決められた、保護者への引渡し方法に従い、教職員の指導の下で帰宅させる。なお、その際は、公共交通機関等の運行状況や保護者の在宅状況等を勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護する。

(主な確認事項)

- あらかじめ災害の規模や状況に応じた引渡しの基準や条件を詳細に定めておくとともに、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難となる可能性のある家庭の児童生徒については、学校に留め置く等、混乱が生じないように、保護者等と事前の協議・確認が必要である。(再掲)
- 保護者への連絡に際しては、大規模地震時も想定し、電話連絡のほか一斉メール、学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービス等、複数の連絡手段を確保する。
- 児童生徒等を帰宅させた場合は、帰宅の確認を行い、学校として全体の状況を把握する必要がある。
- 児童生徒等を学校で保護する場合は、洪水浸水や土砂災害等の被害を避けるため、崖や沢から離れた頑丈な建物の2階以上の部屋に避難させる。

(4) 登下校の再開

大雨が止んだ後も地盤が軟弱になっており、土砂災害等が発生しやすい状況になっているため注意が必要である。登下校の再開にあたっては、河川の氾濫や水位、土砂災害の状況、防災気象情報(危険度分布)等を確認する。また、土砂災害警戒区域等の危険箇所には近づかないようにする。

また、大雪が止んだ後も、路面凍結等により転倒しやすい状況になっているため、注意が必要である。通学路の除雪状況や、屋根の雪庇・落雪・雪崩の危険度を考慮し、危険箇所には近づかないようにする。

3 雨の強さと降り方、風の強さと吹き方

(1) 雨の強さと降り方

【雨の強さと降り方】						
(平成 12 年 8 月作成)、(平成 14 年 1 月一部改正)、(平成 29 年 3 月一部改正)、 (平成 29 年 9 月一部改正)						
1時間 雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を想 定)	屋外の様子	車に乗っていて
10 以上 ～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話し 声がよく聞き 取れない 寝ている人の 半数くらいが 雨に気がつく	地面一面に 水たまりが できる	
20 以上 ～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				
30 以上 ～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり 返したように降る	傘をさして いてもぬれ る		道路が川の ようになる	高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなく なる(ハイドロ ブレーニング現 象)
50 以上 ～ 80未満	非常に激し い雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り 続く)	傘は全く役 に立たなく なる		水しぶきで あたり一面 が白っぽく なり、視界 が悪くなる	車の運転は危険
80以上 ～	猛烈な雨	息苦しくなるよう な圧迫感がある。 恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表する。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味している。なお、情報の基準は地域によって異なる。

出典：「雨の強さと降り方」（気象庁HPより）

(参考資料)

気象庁 リーフレット「雨と風（雨と風の階級表）」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/amekaze/amekaze_index.html

(2) 風の強さと吹き方

【風の強さと吹き方】								
(平成 12 年 8 月作成)、(平成 14 年 1 月一部改正)、(平成 19 年 4 月一部改正)、 (平成 25 年 3 月一部改正)、(平成 29 年 9 月一部改正)								
風の強さ (予報用語)	平均風速 m/s	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速
やや強い風	10 以上 15 未満	～ 50k m/h	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	～ 70k m/h		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業は極めて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材はがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20 以上 25 未満	～ 90k m/h	高速道路の自動車	何かにつかまっていなくて立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	40
	25 以上 30 未満	～ 110 km/h						
猛烈な風	30 以上 35 未満	～ 125 km/h	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	35 以上 40 未満	～ 140 km/h					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	
	40 以上	140 km/h～					住家で倒壊するものがある。鉄骨建造物で変形するものがある。	

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

(注2) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがある。

(注3) この表を使用される際の注意

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されるので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがある。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成している。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがある。

出典：「風の強さと吹き方」(気象庁HPより)

4 事前対策

(1) 平常時の主な対応

①チェックリストのポイント

原則「第1章-1 自然災害に対する事前対策」を準用するが、加えて、風水害・土砂災害・雪害に対する校舎内外の危険箇所の状況を確認しておく。

②タイムラインの作成

発災までの時間、気象状況等について予測が可能である台風や豪雨・豪雪等の「進型災害」については、概ね3日前から、応急・復旧が本格化する3日後までの事前対策や発災直後の応急対策を中心に洗い出す等、各学校の行動項目を整理したタイムラインを作成することが、災害対応力の向上を図るためにも必要である。

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。（8ページ参照）

出典：「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」（国土交通省）

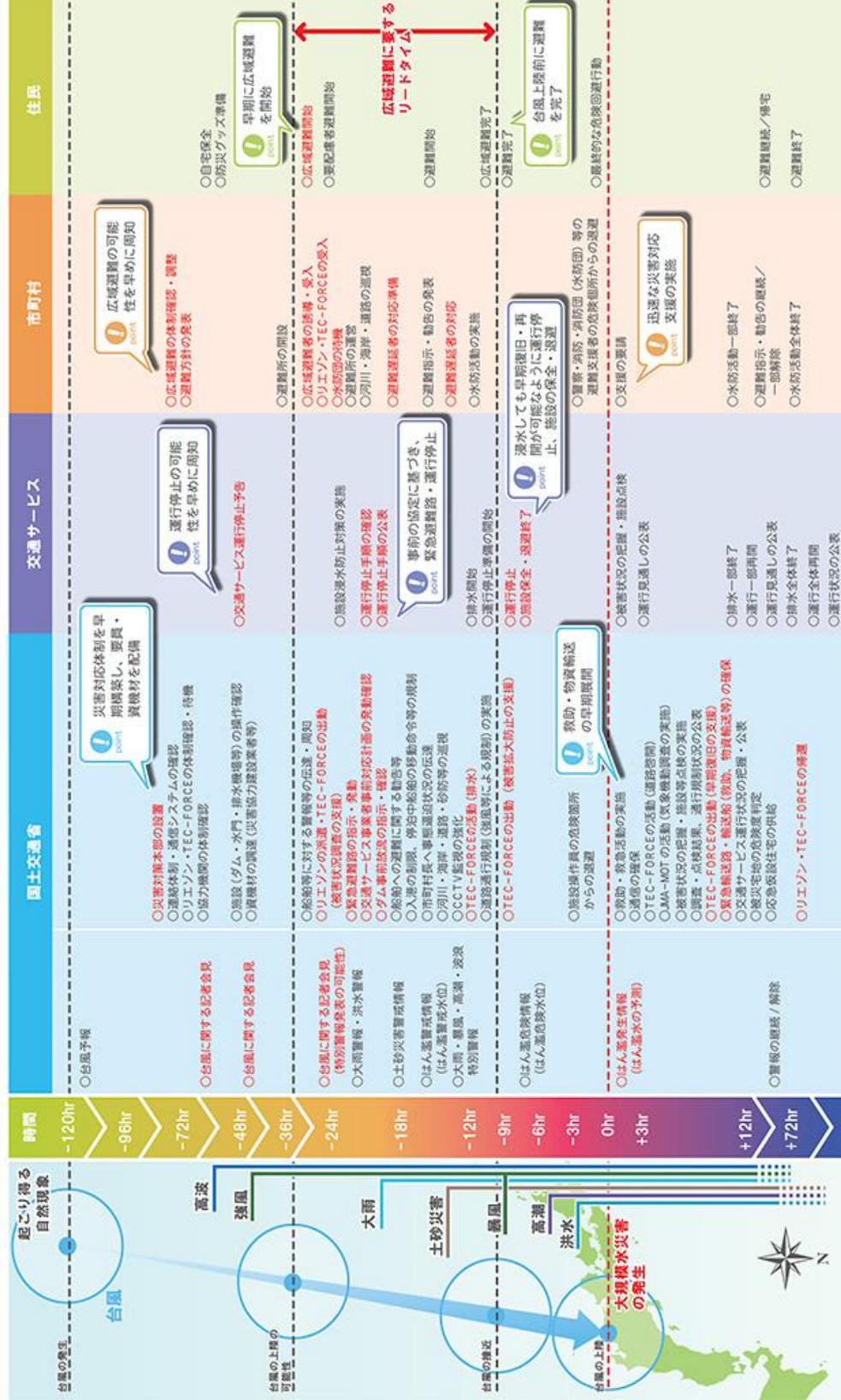
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/index.html#know>

③平常時の主な対応【確認事項】

- 災害時タイムラインにより、事前対策や発災直後の応急対策時の所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図っている。
- 大雨警報、大雪警報等、風水害・雪害に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備（役割分担やツール等）、確認している。
- 土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等を参考に敷地内の危険箇所を把握している。
- 市町村等が作成しているハザードマップ等を参考にして、学校周辺の危険箇所を把握している。
- 児童生徒等に対して、教科等を通じ、風水害・雪害に関する知識の普及や防災教育を実施している。
- 避難所に指定されている学校は、発災時の受入等の対応について、市町村防災担当部局や自治会・地域自主防災組織等と連携して準備している。

【大規模水災害に関するタイムライン（防災行動計画）の流れ

大規模水災害に関するタイムライン（防災行動計画）の流れ



※タイムラインに關する関係機関、防災行動は多岐にわたりますが、本イメージ図は国土交通省の対応や広域避難と交通サービスに着目して整理したものであり、時間軸の設定、対応の実施などにあたっては、今後の検討、調整が必要になります。また、赤字は特に対応強化の必要と考えられる項目です。

出典：「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」（国土交通省）

(2) 洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に立地している場合の事前準備

洪水浸水想定区域^{※1}や土砂災害警戒区域^{※2}に立地する学校等の要配慮者利用施設^{※3}では、事前の備えが極めて重要である。

①立地状況の把握

まず、学校の立地場所が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当するかどうかを正確に把握することが、事前準備の第一歩となる。これには、市町村が公表しているハザードマップを活用する。近年の法改正により、洪水浸水想定区域の指定対象となる河川の範囲が広がったことから、従来は対象外だった地域が新たに含まれる可能性がある。そのため、最新の情報を定期的に確認し、自校の立地状況を正しく理解することが重要である。

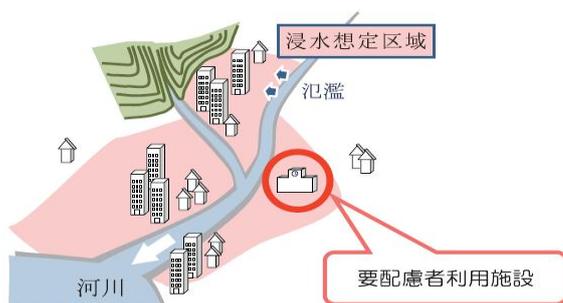
②学校防災マニュアルへの反映

立地状況を把握したうえで、学校防災マニュアルに災害リスクに応じた具体的な対応を反映させる必要がある。特に急傾斜地や土石流の流下が予測される区域など、学校周辺の危険箇所については、避難経路や避難場所を明確に記載することが求められる。これにより災害発生時に迅速かつ確かな避難行動が可能となり、児童生徒等の安全確保につながる。学校が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地している場合、「避難確保計画^{※4}」作成や、この計画に基づく避難訓練の実施等が義務づけられる。

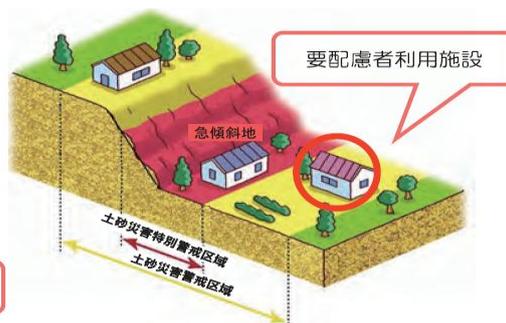
③防災教育の充実

災害時に児童生徒等が自らの安全を守るためには、日頃から防災に関する教育を充実させることが不可欠である。防災教育は、単なる知識の習得にとどまらず、災害時に主体的に考え、適切に行動する力を育むことを目的としている。教育課程の中に防災教育を位置づけ、継続的に取り組むことが重要である。また、児童生徒等が実際の避難行動を通して学習することが、実効性のある防災教育の一環として非常に有効である。

【洪水浸水想定区域^{※1}】



【土砂災害警戒区域^{※2}】



- (※1) 洪水浸水想定区域は水防法第14条に基づき、国土交通大臣または都道府県知事により指定される。
- (※2) 土砂災害警戒区域は土砂災害防止法第7条に基づき、また、土砂災害特別警戒区域は土砂災害防止法第9条に基づき都道府県知事により指定される。
- (※3) 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう
- (※4) 避難確保計画とは、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画のことをいう。

5 避難確保計画の作成

(1) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

① 避難確保計画の作成・市町村長への報告

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）において、名称及び所在地を市町村の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（※）の所有者又は管理者には、「避難確保計画を作成し、市町村長に報告すること、また、避難確保計画に基づいて避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告すること」が義務づけられている。

（※）学校や福祉施設など、災害時に高齢者、障害者、乳幼児など特別な配慮を必要とする人が利用する施設

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における児童生徒等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画のことである。

避難確保計画の作成に当たっては、次の事項について定める必要があり、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する。

- ①防災体制 ②避難誘導 ③施設の整備 ④防災教育及び訓練の実施
- ⑤自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- ⑥そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

〔避難確保計画を実効性あるものとするための留意点〕

- ・地域の特性や校舎の構造、児童生徒等の特性などを踏まえ、各学校で主体的に作成する。
- ・作成した避難確保計画の内容は、教職員のほか、児童生徒等や保護者にも確認できるようにしておく。（計画の概要を学校のホームページに記載したり、共用スペースの掲示板等に掲載したりすることで、関係者の理解と協力を得る。）
- ・地域の防災関係機関（消防、自治体など）との連携を図り、避難所の確認、支援体制の構築など、外部機関との協力により計画の現実性と安全性を高める。
- ・避難訓練によって確認された課題やその改善方法等を踏まえ、避難確保計画の見直しを行う。

② 避難訓練の実施・報告

避難訓練は、避難確保計画に基づいて原則として年1回以上実施することが義務づけられている。

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに所在する学校では、ハザードマップを活用し、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難する訓練を行う必要がある。特に、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向への避難等、学校の立地条件に応じた具体的な避難行動を想定した訓練が求められる。

避難訓練の種類・内容（例）

- 図上訓練 ○情報伝達訓練 ○避難経路の確認訓練 ○立退き避難訓練
- 垂直避難訓練 ○持ち出し品の確認訓練 等

訓練実施後は、概ね1か月以内を目安に訓練結果を市町村長（市町村の防災担当部局）へ報告する。報告にあたっては、「訓練実施結果報告書」（12ページ参照）を用いる。なお、訓練内容を分けて複数日で実施する場合は、最後にまとめて報告を行う。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザのまん延により、避難訓練の実施が困難な状況も見受けられるが、そのような場合でも、各市町村の防災担当部局と相談しながら、次のような工夫により訓練を継続する必要がある。

（例）

- ・全校一斉に訓練を実施するのではなく、学年ごとに分散実施する。
- ・全ての訓練内容の実施が困難な場合は、避難誘導など可能な部分から実施する。
- ・実動訓練が困難な場合は図上訓練のみの実施とする。
- ・各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに訓練を実施できるようにする。

避難確保計画や避難訓練の内容については、市町村長による助言・勧告制度が新たに設けられており、計画の実効性を高めるための支援を受けることができる。

(2) 避難確保計画の作成の手引き・ひな形

【避難確保計画作成・活用の手引き・様式等】

以下のWebサイトにおいて、避難確保計画に記載すべき具体的な内容を示した「避難確保計画作成の手引き」等が公開されている。



◆国土交通省「要配慮者施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

◆避難確保計画【様式】

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/youshiki_gakkou.xlsx

◆避難確保計画記載例

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/rei_gakkou2.pdf

※教育委員会を通じて防災担当部局からの助言を踏まえ、記載例を参考にし、危機管理マニュアルと関連付けながら、随時、避難確保計画を見直していくことが大事である。

避難確保計画作成の手引き、ひな形については、上記のリンク先からダウンロードできるので、参考にする。

なお、上記以外にも、火災については「消防法」、火山については「活動火山対策特別措置法」において、避難計画の作成と避難訓練の実施が位置づけられている。

各学校においては、これら関係法令を参照の上、学校の立地条件や児童生徒等の実態を踏まえて、起こり得る災害に対応できるような危機管理マニュアルにしておくことが大切である。

(3) 避難確保計画の作成にあたっての留意点（水防法関係）

近年、線状降水帯などの集中豪雨の増加に伴い、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発している。浸水が想定される地域に所在する学校では、洪水時等に迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成等、平時から水害に備えた対応が必要である。

①水害（洪水・浸水害）の特徴

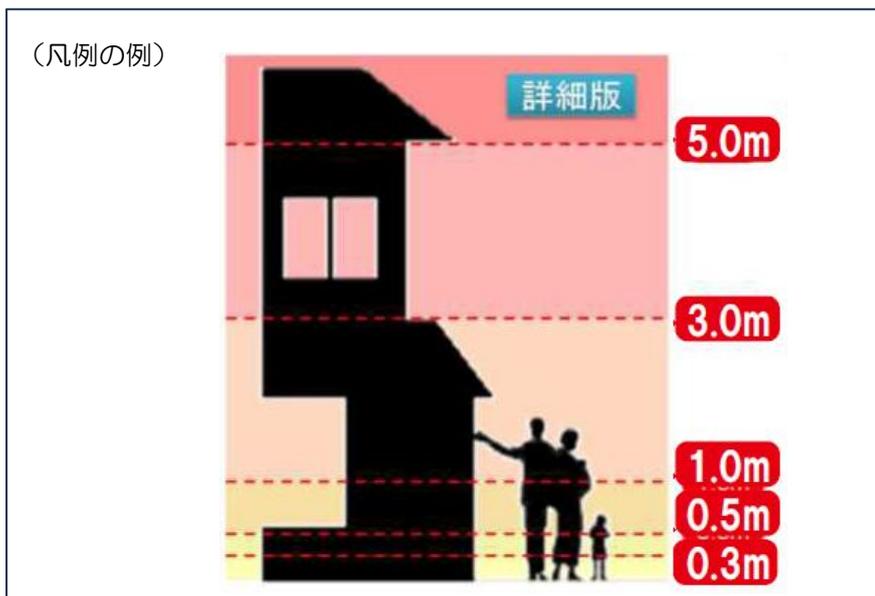
水害の主な特徴としては、次のような点が挙げられる。

- ・ 広範囲に被害が及びやすく、土砂災害が“局所的”であるのに対し、水害は“面的に広がる”傾向がある。
- ・ 大雨や台風など、事前の気象情報・河川水位情報により、予測はしやすい。
- ・ 河川の氾濫、内水氾濫など原因は多岐にわたるが、低い場所やアスファルト面の多い都市部で被害が発生しやすい。
- ・ 浸水してからは、要支援者の避難が困難になりやすい

②水害のおそれのある場所

市町村が発表するハザードマップにより、学校周辺で想定される浸水深を確認することができる。ハザードマップにおける浸水深の凡例は、以下の表記が一般的である。

地図上で学校周辺がどの色で示されているのか、また、その色がどの程度の浸水深を示しているのかを確認しておく。



出典：「水害ハザードマップ作成の手引き」（国土交通省）

③洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップの確認

学校が、市町村の地域防災計画において、洪水浸水想定区域内の「要配慮者利用施設」として定められているかについては、市町村の防災担当部局に確認する。

平成27年の水防法改正では、洪水予報河川及び水位周知河川に対して、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定が義務づけられた。また、令和3年度の改正では、これまで対象外だった一級・二級河川についても、洪水浸水想定区域の指定対象に追加され、より広範な河川で水害リスク情報の提供が可能となっている。

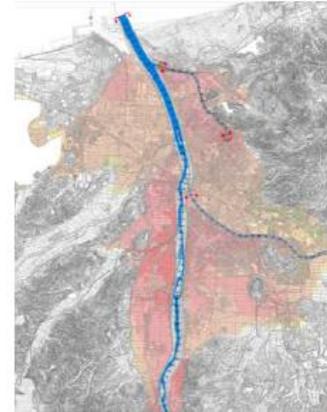
最大規模の洪水に係る浸水想定区域の確認には、国や県が公表している「洪水浸水想定区域図」や洪水ハザードマップを活用し、最新の情報に基づいた確認・対応が必要である。学校が浸水想定区域に立地する場合、避難確保計画を作成する必要がある。

■従来のハザードマップ



【河川整備において
基本となる降雨を前提】

■新しいハザードマップ



【想定し得る最大規模の洪水に
係る浸水想定区域】

浸水範囲が広く、
浸水深が深くなる
可能性があります。



H27.5水防法改正
以降順次実施

※ハザードマップは、あくまでも想定上の浸水範囲を示すものであり、着色のない地域が安全ということではないことに留意する。

- 【山梨県】「浸水想定区域図、洪水ハザードマップ」

https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/113_017.html

- 【国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所】「富士川流域浸水想定区域図」

<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/koufu00672.html>

④安全な避難先の設定

(a)事前に安全な避難先の設定

避難場所は、市町村が指定した最寄りの「指定緊急避難場所」が基本となる。ただし、適切な指定緊急避難場所がない場合には、近隣の安全な場所への避難、または学校の建物内でより安全な教室等への移動を検討する。

屋内に留まることで命に危険が及ぶ恐れがある場合には、避難場所への立退き避難が必要となる。ただし、児童生徒等は移動に伴うリスクが高く、また避難に要する時間を十分確保できない場合もあるため、状況に応じて屋内での安全確保を含む複数の避難先を事前に確保しておくことが重要である。

＝避難先の安全性が確保されているかのチェック項目＝

- ハザードマップなどで浸水が想定されていない。
- 避難者全員が収容できる十分な広さがある。
- 避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

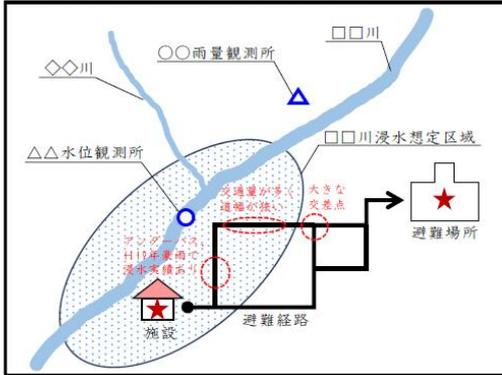
(b)避難先までの避難経路図の事前作成

学校から避難場所までの安全な避難経路を検討する。その際、以下の点を十分に確認したうえで避難経路を決定することが重要である。

- ・河川からの氾濫水が到達していなくても、内水による浸水が発生する可能性があるため、避難する人数等を考慮し、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましい。

- 避難経路上に土砂災害危険箇所、アンダーパス、過去に浸水した道路等がないことを確認する。
- 過去の浸水範囲については、市町村や周辺地域の住民等から事前に情報を収集しておく。
- 歩道の安全性を確認し、注意が必要な箇所は避難経路図等に明記する。必要に応じて避難経路を再検討し、常に安全な経路を教職員間で共有しておく。

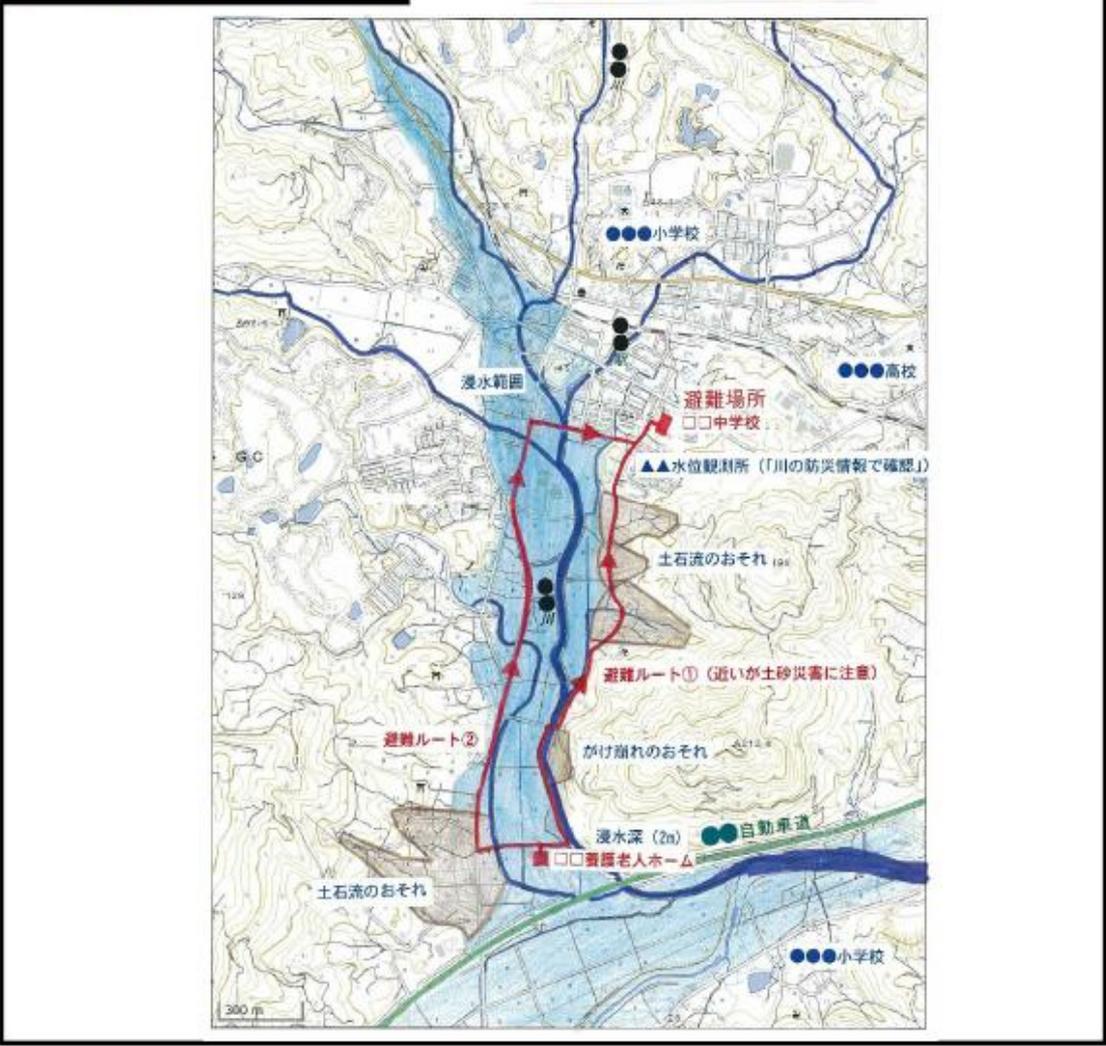
◇避難経路図の作成イメージ図



避難マップを作成したら、内容について市町村の防災部局に相談してください。



避難経路図(作成例)



⑥水害に関する情報

(a) 避難情報の発令

市町村は、災害（水害）が発生または発生するおそれがある場合に、「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」を発令する。

市町村から「高齢者等避難（警戒レベル3）」が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。

ただし、これらの情報が発令される前であっても、気象庁等が発信する防災気象情報に十分に注意を払い、自主的に避難行動をとることが重要である。

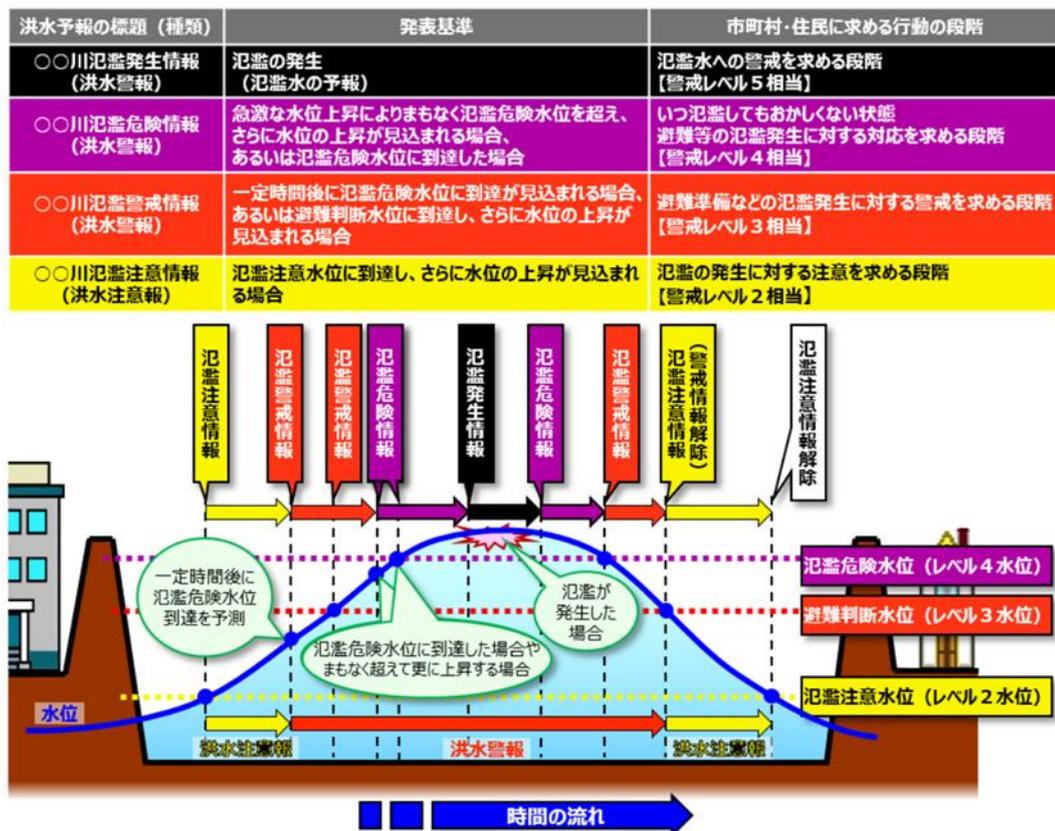
(b) 防災に関する情報収集方法の確保

情報の種類		収集方法（HPについては、アクセスして収集）
防災気象情報	○洪水予報・水位到達情報	●国土交通省HP：「川の防災情報」
	○洪水警報の危険度分布 ○大雨警報（浸水害）の危険度分布	●気象庁HP：「キキクル（危険度分布）」 →「洪水キキクル」/「浸水キキクル」（36ページ参照）
避難情報	○高齢者等避難 ○避難指示	●市町村HP：防災情報のページ ●市町村：緊急速報メール、防災行政無線 テレビ、ラジオ など

※市町村との情報のやりとりの方法については、事前に確認しておく。

(c) 避難行動が必要となるタイミングとエリア

洪水予報に関する情報発表の流れは、次の通りである。



出典：「洪水に関する防災気象情報の活用」（気象庁HP）

洪水によって、避難行動が必要となるタイミングとエリアの考え方については、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）において、次のように例示されている。

【洪水からの避難行動が必要となるタイミングとエリアについて】

【洪水予報河川の場合】

避難指示等				気象警報等
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類
<p>○避難情報の発令対象区域</p> <p>・ 氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。</p> <p>○立退き避難が必要な場合</p> <p>・ 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合</p> <p>・ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合</p> <p>・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合</p>	5	緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ・ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） 	氾濫発生情報
	4	避難指示	<p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりもたれ氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合） ・ A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） ・ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ・ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 	氾濫危険情報
	3	高齢者等避難	<p>指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合）</p> <p>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	氾濫警戒情報
<p>・ 洪水注意報が発表された場合は、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。</p> <p>・ 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。</p>				氾濫注意情報
				-

【水位周知河川の場合】

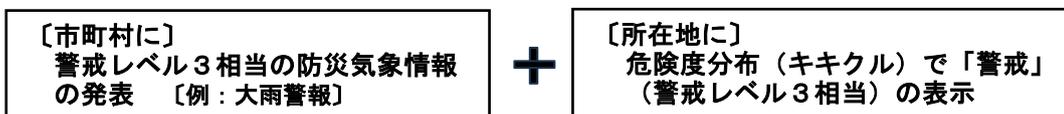
避難指示等				気象警報等
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類
<p>○避難情報の発令対象区域</p> <p>・ 氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。</p> <p>○立退き避難が必要な場合</p> <p>・ 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合</p> <p>・ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合</p> <p>・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合</p>	5	緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・ A川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ・ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） 	<p>大雨特別警報（浸水害）</p> <p>氾濫発生情報</p> <p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>
	4	避難指示	<p>A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である〇〇mに到達した場合は、又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合</p> <p>A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>流域雨量指数の予測値</p>
	3	高齢者等避難	<p>A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達した場合</p> <p>A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<p>洪水警報</p> <p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>流域雨量指数の予測値</p>
<p>洪水注意報が発表された場合は、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。</p> <p>・ 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。</p>				<p>氾濫注意情報</p> <p>洪水注意報</p>
				-
<p>(注) 洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。</p>				<p>早期注意情報（警報級の可能性）</p>

出典：「洪水に関する防災気象情報の活用」（気象庁HP）

⑥避難行動の基準と方法

学校においては、原則、「高齢者等避難」の発令を判断する「警戒レベル3相当の防災気象情報」により、命を守るための「避難行動」を開始することが重要である。また、「避難行動」については、以下のような事項に留意する必要がある。

【避難行動の基準】



- ・ 気象庁から、市町村を対象に警戒レベル3相当の防災気象情報〔※〕が発表された場合は、気象庁HPの「危険度分布（洪水キキクル）・（浸水キキクル）」により、学校の所在地の状況を確認し、「警戒」（警戒レベル3相当）の表示が出された段階では、原則、避難行動を開始すること。〔※〕大雨警報（浸水害）、洪水警報、氾濫警戒情報 など。
- ・ 警戒レベル3相当の情報が発表されるおそれの高い場合は、前倒しで、下校時刻の繰り上げ、保護者への引渡しや学校待機など、安全確保の措置を検討すること。
- ・ 避難行動や安全確保の措置については、河川からの距離、過去の浸水被害、学校の立地条件、周辺の危険箇所、在籍児童生徒の特性等を踏まえ、総合的に判断すること。
- ・ 避難にあたっては、事前に設定した避難先へ、安全を確認した避難経路を通じて避難すること。
- ・ 国土交通省「浸水ナビ」を活用し、浸水シミュレーションにより破堤から浸水が到達するまでの時間を把握し、避難行動の判断に役立てること。

⑦備蓄品や必要資機材の事前調達

国土交通省の浸水シミュレーションや県の洪水浸水想定区域図等を活用し、事前に浸水継続時間を確認しておく。これに基づき、必要な水、食糧等の備蓄品や資機材をあらかじめ調達しておく。

(4) 避難確保計画の作成にあたっての留意点（土砂災害防止法関係）

土砂災害は突発的に発生し、大きな破壊力をもつため、人命に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害である。一方、土砂災害は溪流や斜面において、降雨等が原因となって発生するが、発生の細かなメカニズムや条件がまだ分かっておらず、発生場所や発生時刻を正確に予測することは困難である。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、山梨県県土整備部砂防課が公表している「土砂災害警戒区域マップ」により、事前に把握しておくことが大事である。

「土砂災害警戒区域マップ」（山梨県土砂災害警戒情報）

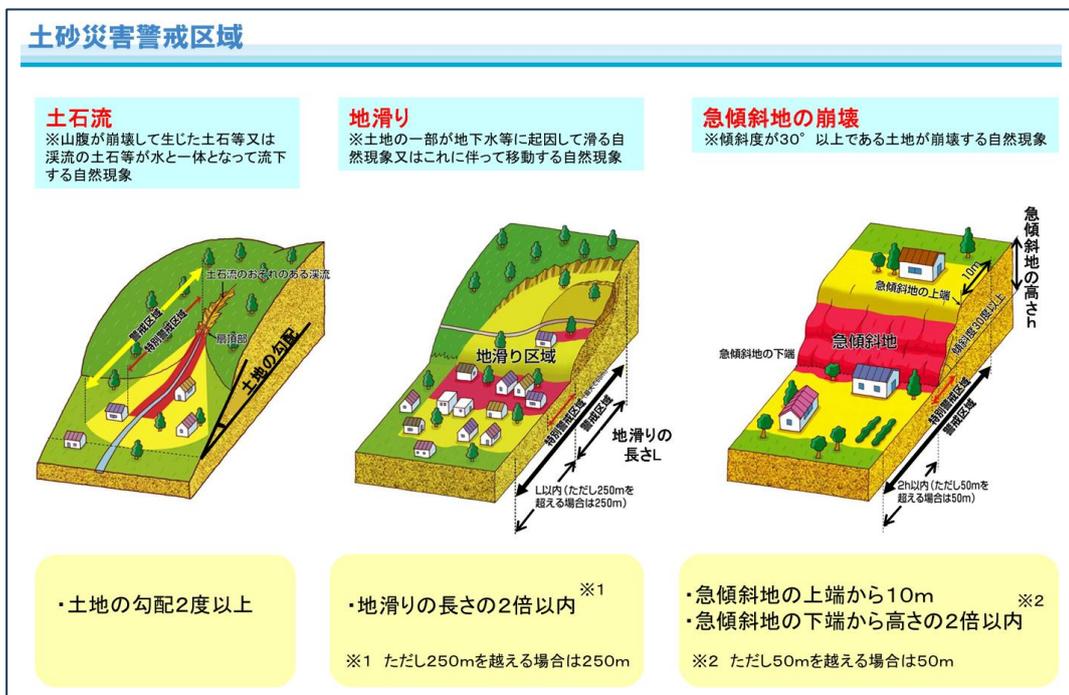
<https://sabo.pref.yamanashi.jp/MapKeikai>

①土砂災害（土石流 地滑り 急傾斜地の崩壊）の特徴

土砂災害の特徴および避難行動に関する特徴を整理すると、次のような表になる。

災害の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○局所的に被害が発生 ○降雨を起因として発生し、突発的に被害が発生 ○土石と石礫が高速で移動するため、家屋の破壊を生じ、人的被害が発生しやすい ○地形そのものが変化
避難行動に関する特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○目視による確認が比較的困難であるため、危険性を認識しにくい ○降雨や地形、地質等の複数の要因が影響するため、精度の高い発生予測が困難

②土砂災害のおそれのある場所



出典：「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について」（国土交通省）

(a)土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地であり、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地として指定された区域である。

(b)土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地であり、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地として指定された区域である。

③土砂災害ハザードマップの確認

市町村が作成するハザードマップは、土砂災害の危険性を事前に把握するための重要な情報である。印刷物として配布されるとともに市町村のホームページで公表されている。

学校やその周辺にどのような土砂災害の危険性があるのかを事前に確認し、学校が土砂災害警戒区域等に立地する場合、避難確保計画を作成する必要がある。

④安全な避難先の設定

(a)事前の安全な避難先の設定

学校が所在する地域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域を確認し、避難先は必ず危険区域外に設定する。学校が危険区域にあり、校舎で安全が確保できない場合は、土砂災害の危険がある場所（急傾斜地、崖下、谷沿いなど）を特定し、それらから離れた場所にある鉄筋コンクリート造の公共施設や体育館などを選ぶ。また、洪水や浸水の危険がある場合は、浸水しない高所を選定し、避難先が複数の災害に対応できるかを確認する。

(b)避難先までの避難経路図の事前作成

崩落や落石の危険がない経路を確認し、複数の経路を検討する。経路図は事前に作成し、避難時に安全な避難経路を選択する。車椅子を利用しているなど移動に時間を要する児童生徒等が在籍している場合は、避難時の配慮が必要であり、距離や傾斜を考慮する必要がある。

通信機器については、避難先や避難経路において、利用が可能であるかどうかを確認しておく。

⑤土砂災害に関する情報

(a)避難情報の発令（再掲）

市町村は、災害（土砂災害）が発生または発生するおそれがある場合に、「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」を発令する。

市町村から「高齢者等避難（警戒レベル3）」が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。

ただし、これらの情報が発令される前であっても、行政機関等が発信する情報に十分注意を払い、自主的に避難行動をとることが重要である。

(b)防災に関する情報収集方法

情報の種類		収集方法（HPについては、アクセスして収集）
防災 気象 情報	○土砂災害警戒情報	●気象庁HP：「キキクル（危険度分布）」 →「土砂キキクル」 ●県、気象庁：テレビ、ラジオ、緊急速報メール
	○土砂災害の危険度分布	●気象庁HP：「キキクル（危険度分布）」 →「土砂キキクル」
避難 情報	○高齢者等避難	●市町村HP：防災情報のページ
	○避難指示	●市町村：防災行政無線、緊急速報メール テレビ、ラジオ など

※市町村との情報のやりとりの方法については、事前に確認しておく。

⑥ 避難行動が必要となるタイミングとエリア

雨が降り出したら、気象庁のホームページにより、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報や土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を自主避難の判断に活用する。また、県の「やまなし防災ポータル」や市町村の防災サイトもあわせて確認する。

避難行動が必要となるタイミング（判断基準）とエリア（対象区域）の考え方については、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）において、次のように例示されている。

【土砂災害からの避難行動が必要ななるタイミングとエリアについて】

内閣府「避難情報に関するガイドライン」を基に気象庁作成

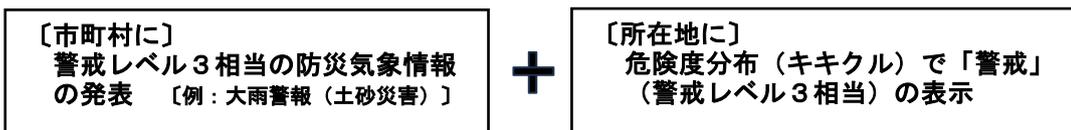
避難指示等				気象警報等			
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類			
○避難情報の発令対象区域 ・土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。	5	緊急安全確保	（災害が切迫） ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） ・土砂災害の発生が確認された場合	大雨特別警報（土砂災害）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）		
			・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合			土砂災害警戒情報	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
			・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）				
・大雨注意報が発表された場合には、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	大雨注意報	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）					
（注）土砂災害の危険度分布とは「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と都道府県別提供する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称です。	早期注意情報（警報級の可能性）	-					

出典：「土砂災害に関する防災気象情報の活用」（気象庁HP）

⑥ 避難行動の基準と方法

学校においては、原則、「高齢者等避難」の発令を判断する「警戒レベル3相当の防災気象情報」によって、命を守るための「避難行動」を開始することが重要である。また、「避難行動」については、以下の事項に留意する必要がある。

【避難行動の基準】



- ・気象庁から、市町村を対象に警戒レベル3相当の防災気象情報〔※〕が発表された場合は、気象庁HPの「危険度分布（土砂キキクル）」により、学校の所在地の状況を確認し、「警戒」（警戒レベル3相当）の表示が出された段階では、原則、避難行動を開始すること。〔※〕大雨警報（土砂災害）など

- ・警戒レベル3相当の情報が発表されるおそれの高い場合は、前倒しで、下校時刻の繰り上げ、保護者への引渡しや学校待機など、安全確保の措置を検討すること。
- ・避難行動や安全確保の措置については、土砂災害警戒区域等を再確認するとともに、学校の立地条件、周辺の危険箇所、在籍児童生徒の特性等を踏まえ、総合的に判断すること。
- ・避難にあたっては、事前に設定した避難先へ、安全を確認した避難経路を通じて避難すること。
- ・夜間や豪雨時の避難は危険なため、早めの避難を心がけること。

⑦「屋内安全確保」を行う場合

土砂災害が想定される場合は、「立退き避難」が基本となる。避難する機会を逃してしまい、立退き避難が危険あるいは不可能な場合については、「屋内安全確保」を検討する。

激しい降雨が続き、校舎周辺の斜面や道路に崩壊の恐れがある、あるいは、夜間や豪雨で視界が悪く、移動中に崖崩れや土石流に巻き込まれるリスクがあるなど、避難所までの移動（「立退き避難」）により被害を受ける危険性が高い場合は、校舎内でより安全な場所に移動し、待機（「屋内安全確保」）する。

⑧備蓄品や必要資機材の事前調達

土砂災害は長時間の孤立を招く可能性があり、孤立してしまった場合を想定して水・食料を備蓄しておく。また、雨具、懐中電灯、非常用医薬品、携帯ラジオ、予備電池、携帯電話の充電器などを準備しておく。

6 災害発生時の対応

(1) 風水害・土砂災害・雪害発生時の主な対応（急な大雨、雷、竜巻以外）

原則「大規模地震編 3 大規模地震災害発生直後対応」を準用するが、加えて、災害発生前に行う事前対策や、防災気象情報、通学路や学校周辺の状況、関係教育委員会等との協議・連携も重要となる。

危険度が高まっている場面や、災害が発生した場面では、次ページの「チェックリスト」（例）などにより、事前対策として実施した対応を確認しつつ、新たに現状を的確に把握することが重要である。

(2) 予測困難な急な大雨、雷、竜巻への対応

急な大雨、雷、竜巻など積乱雲に伴う激しい気象現象は、短時間で局地的に大きな被害をもたらすのが特徴である。最新の科学技術をもってしても、発生場所や時刻を正確に予測することは困難である。そのため、危険性を認識し、事前に安全を最優先とした対応を準備することが重要である。

屋外での学校行事をはじめとする教育活動では、こまめな気象情報の確認と、天候急変時には迷わず計画の変更・中断・中止を行う判断が、児童生徒等の安全確保につながる。

チェックリスト（例）

ア 校舎内の確認（全ての棟・教室を確認）

- ① 窓の閉め忘れはないか、施錠はされているか【事前対策】
- ② 玄関や通用口の出入口は施錠されているか【事前対策】
- ③ ベランダに放置物等、危険なものはないか【事前対策】
- ④ 雨漏り等、問題のある箇所はないか

イ 敷地内の確認

- ① 門扉は固定されているか【事前対策】
- ② 看板、横断幕等は固定（又は撤去）されているか【事前対策】
- ③ 放置物等、危険なものはないか【事前対策】
- ④ 屋外倉庫等の施錠はされているか【事前対策】
- ⑤ 屋上のテレビアンテナや避雷針等は固定されているか【事前対策】
- ⑥ 昇降式のネット等は降ろしてあるか【事前対策】
- ⑦ 倒木、落氷雪の危険はないか
- ⑧ 防球ネット、バックネット及びネットフェンス等に破損や危険箇所はないか

ウ 防災気象情報等の状況

- 発表されている警報・注意報の種類は何か
- 大雨、強風、大雪等のピークは何時か

エ 児童生徒の在校状況

- 児童生徒が在校しているか
- いない
- いる → 上層階等の安全な教室に避難

オ 通学路や学校周辺の状況

- 通学路に危険箇所はあるか【事前対策】
- ない
- ある → 場所 危険性
- 場所 危険性
- 学校立地の地理的特徴による危険性はあるか【事前対策】
(崖崩れ・地すべり・土石流・洪水・浸水・河川氾濫・雪崩等)
- ない
- ある → 場所 危険性
- 場所 危険性
- 関係教育委員会等との協議・連絡を十分にとっているか

①天気予報と防災気象情報のチェック

(a)天気予報と雷注意報の確認

- 毎日定時（5 時、11 時、17 時）に公表される天気予報と、随時発表される雷注意報を確認する。
- 屋外での活動（学校行事・授業・部活動等）が予定される場合は、事前に天気予報と雷注意報の発表状況を確認する。
- 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」等の表現が使われている場合には、天気の急変に備える。

(b)ナウキャストでの確認

ナウキャストでは、降水、雷、竜巻の状況について、1 時間先までの予測を確認することができる。

- 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
降水の強さの分布を1 時間先まで5 分単位で予測。周囲や川の上流に積乱雲が発生していないか、自分のいる場所に近づいていないか等を確認するのに利用する。
- 雷活動度（雷ナウキャスト）
雷の可能性や激しさ（活動度）を1 時間先まで1 0 分単位で予測。活動度は1～4 で表され、2～4 が予測された場合は、落雷の危険が高くなっているため、安全な場所への速やかな避難が必要である。
- 竜巻発生確度（竜巻発生確度ナウキャスト）
竜巻などの激しい突風が発生する確度を1 時間先まで1 0 分単位で予測。発達した積乱雲が近づく兆候がある場合は、頑丈な建物内に入るなど安全確保に努める必要がある。

(c)竜巻注意情報

- 竜巻注意情報が発令された際は、県内で今まさに竜巻等の激しい突風が発生しやすい状況にあることを認識し、周囲の空の様子に注意を払う。
- 「竜巻発生確度ナウキャスト」で、竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認する。
- 「空が真っ黒になる」「大粒の雨が降り出す」「冷たい風が吹く」「雷が鳴る」等、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、学校行事等を中止し、頑丈な建物に避難する。

②急な大雨・雷・竜巻に遭遇した際の対応

(a)急な大雨への対応

- 授業・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに校舎内へ避難する。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校で児童生徒等を保護し、その旨を保護者へ連絡する。洪水の恐れがある場合には、建物の高階層で保護する。

【校外（登下校中、校外活動中）での留意点】

- 側溝やマンホールなどに近寄らず、速やかに安全な場所に避難する。
- 地下にいる場合は、地上へ移動し、浸水の状況に応じて高階層に退避する。

- 水辺にいる場合には、急な増水が想定されることから、中州や川原などの水辺から速やかに離れ、川の外にある建物などの安全な場所に退避する。なお、上流で降った雨による急な増水の恐れもあるため、周辺の気象情報には十分留意する必要がある。

(b) 雷への対応

- ためらうことなく屋外での活動を中止し、速やかに校舎内へ避難する。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校で児童生徒を保護し、その旨を保護者に連絡する。

【校外（登下校中、校外活動中）での留意点】

- 近くの安全な場所に避難し、屋外を移動しないようにする。
- 自転車に乗っている場合は、降りて姿勢を低くし、安全な場所に避難する。
- 鉄筋コンクリートの建物の中、自動車、バス、列車の車内は比較的安全である。
- 木造建築の室内も基本的に安全だが、電気器具、天井・壁からは 1m 以上離れるとさらに安全である。
- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所でしゃがみ、地面との接地面をできる限り少なくする。
- 高木、電柱、煙突、鉄塔、高い建築物からは 4m 以上離れた場所で待避する。

(c) 竜巻への対応における留意点

- 「ゴー」という音、真っ黒い雲から下がる漏斗状の雲、ごみ等の舞い上がり等は竜巻が発生する兆候であり、速やかに校舎など頑丈な建物内に避難する。
- 地下室がある場合は地下室に、無い場合は建物の最下階に移動する。
- 物置やプレハブ（仮設建築物）などへの避難はしない。
- 飛来物や割れた窓ガラス等による被害を避けるため、窓のない部屋への避難が望ましい。雨戸やシャッターがある場合は、それらを閉じる。
- 教室へ避難した場合は、窓とカーテンを閉めるとともに、部屋の隅、ドア、外壁、窓から離れた場所で待機する。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにあるもので頭と首を守る避難姿勢をとる。

【校外（登下校中、校外活動中）での留意点】

- 近くの頑丈な建物や地下などに避難する。建物に避難できない場合は、くぼみや物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。
- 橋や陸橋の下には行かないようにする。

(参考資料)

気象庁 「発達した積乱雲による災害・事故から 児童生徒を守るために」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/siryo/guide.pdf

7 行政機関からの情報収集と活用

(1) 「防災気象情報」の活用

警報を発表するような激しい気象現象は、ひとたび発生すると命に危険が及びおそれがある。気象庁は、こうした現象が予想される数日前から「気象情報」に加え「早期注意情報（警報級の可能性）」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて「注意報」「警報」「特別警報」等の「**防災気象情報※**」を段階的に発表する。

※**防災気象情報**：注意報・警報・特別警報、早期注意情報、土砂災害警戒情報、危険度分布（キキクル）など避難を含む防災行動に直結する情報の総称。

「早期注意情報（警報級の可能性）」は、警報級の現象が5日先までに予想される場合に発表され、危険度に応じて[高]、[中]の2段階で示される。

「警報」等は、原則として市町村単位で発表され、危険度の高まる時間帯を色分けした時系列表（赤色：警報級、黄色：注意報級）で示される。また、警報級の現象が概ね6時間以上先に予想される場合、警報の発表に先行して、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表し、予想される時間帯が明示される。

市町村は、これらの情報を受けて、ハザードマップなどに基づき、危険区域の住民に対して「高齢者等避難（警戒レベル3）」や「避難指示（警戒レベル4）」の発令を検討する。

「土砂災害警戒情報」は、「大雨警報（土砂災害）」の発表後、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、都道府県と気象庁が共同で発表する情報であり、命に危険が及ぶような土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況を示す。これは「警戒レベル4」に相当し、危険な場所からの全員避難が必要な「避難指示」にあたる。

これらの情報を補足するものとして、地図上で危険度の高まりをリアルタイムに示す「キキクル（危険度分布）」がある。土砂災害、浸水害、洪水の危険度が色分けされ、「紫色（危険）」が表示された範囲は、避難指示の対象となる区域である。

令和3年5月の警戒レベル等の制度改正により、避難情報は次のように整理されている。

- **警戒レベル5**…緊急安全確保（災害が既に発生・切迫し、安全な避難が困難な状況で命を守る最善の行動を促す）
- **警戒レベル4**…避難指示（危険な場所から全員避難）
- **警戒レベル3**…高齢者等避難（避難に時間がかかる人とその支援者が対象）
- **警戒レベル2**…避難行動の確認（大雨・洪水・高潮注意報）
- **警戒レベル1**…災害への心構えを高める（早期注意情報）

警戒レベル4は「避難指示」で、危険な場所から全員が避難する段階であり、警戒レベル5は、既に災害が発生・切迫しており、命の危険がある状況である。警戒レベル5は、必ず発令されるものではなく、警戒レベル4までに避難を完了することが重要である。

雨が降り出したら、「大雨警報」や「洪水警報」等の防災気象情報に注意し、大雨による浸水害や洪水に備える。また、降雨により土砂災害が発生するおそれもあるため、「土砂災害警戒情報」にも十分注意する。災害の危険度が高まっている地域は、「キキクル（危険度分布）」で確認する。「**防災気象情報**」を適切に活用し、防災行動につなげていくことが重要である。

(2) 防災気象情報

①防災気象情報と警戒レベルとの対応について

【防災気象情報をもとにとるべき行動と相当する警戒レベルについて】

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒） 	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）※1 洪水警報 キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2） 	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2） 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合 	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

出典：「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」（気象庁HP）

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新）」（内閣府）では、住民が“自らの命は自らが守る”という意識を持ち、自ら判断して避難行動をとることが示されている。この方針に基づき、自治体や気象庁などが発表する防災情報には、住民が取るべき行動を直感的に理解しやすいよう、5段階の警戒レベルが明記されることになっている。

自治体から避難指示（警戒レベル4）や高齢者等避難（警戒レベル3）が発令された場合は、速やかに避難行動をとる必要がある。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体の避難指示等よりも先に発表される。そのため、警戒レベル4に相当する情報が出たときは危険な場所からの避難を、また警戒レベル3に相当する情報が出たときは高齢者等の避難を、自治体からの正式な発令がなくても、キキクル（危険度分布）や河川水位情報などを参考に、自ら判断して行動することが求められる。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた場所や、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断で安全確保行動をとることが重要である。

【段階的に発表される防災気象情報と対応する行動】



出典：「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」（気象庁HP）

②「早期注意情報（警報級の可能性）」の利活用

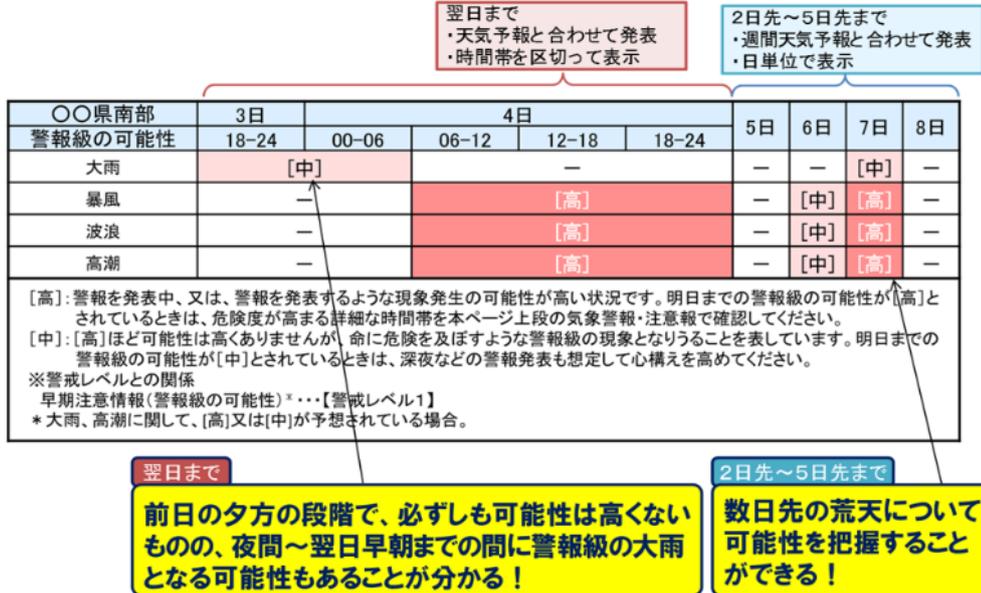
警報級の現象が5日先までに予想されている場合、気象庁は、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として発表する。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性の高い[高]だけでなく、可能性は高くないが一定程度認められる[中]の2段階で示している。

この情報は、「災害への心構えを高める」段階である警戒レベル1に相当し、最新の防災気象情報等に留意する必要がある。

【5日先までの早期注意情報（警報級の可能性）】

〇〇県南部の早期注意情報（警報級の可能性）

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。



出典：「早期注意情報（警報級の可能性）」（気象庁HP）

【早期注意情報（警報級の可能性）の [高] 及び [中] の利活用のイメージ】

	翌日まで 積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	2日先から5日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
[高] 対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の [高] が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「 <u>警報に切り替える可能性が高い注意報</u> 」や「 <u>予告的な府県気象情報</u> 」等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような <u>警報級の現象が予想される詳細な時間帯</u> を気象警報・注意報等で確認してください。	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の [高] や [中] が発表されたときは、 <u>心構えを早めに高めて</u> 、これから発表される「 <u>台風情報</u> 」や「 <u>予告的な府県気象情報</u> 」の内容に十分留意するようにしてください。
[中] [高] ほど可能性は高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生可能性がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の [中] が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <u>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておく</u> ようにしてください。	

「翌日まで」の方が「2日先から5日先まで」よりも見逃しが少ない。

「高」の方が「中」よりも空振りが少ない。

※ 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。
(内閣府「避難情報に関するガイドライン」P27の内容に基づき整理)

出典：「早期注意情報（警報級の可能性）」（気象庁HP）

③ 特別警報

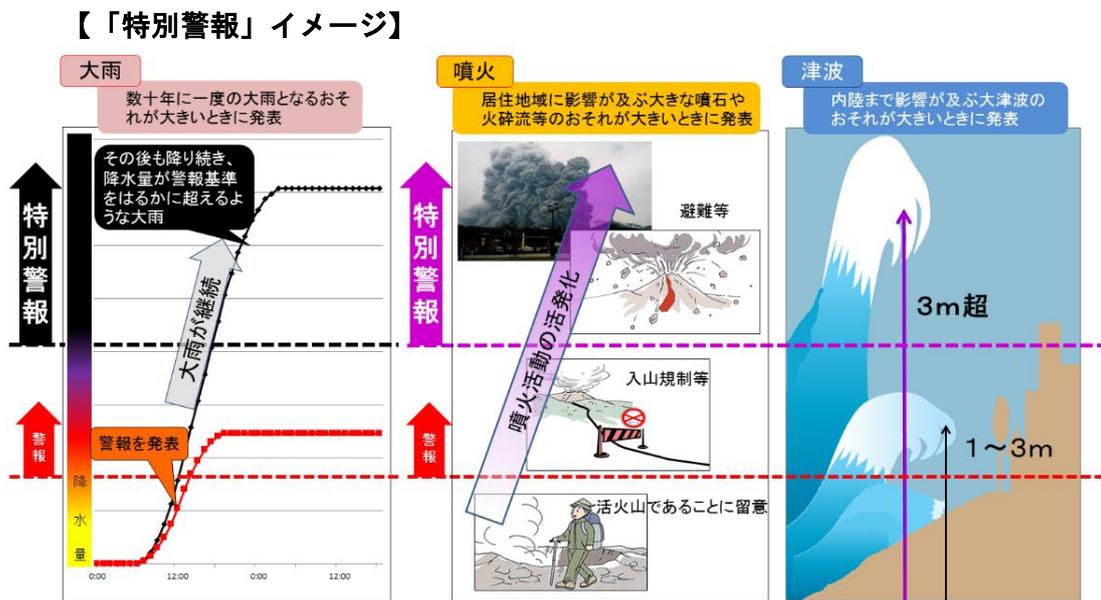
「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合に発表され、最大級の警戒を呼びかけるものである。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、東日本の広い範囲で河川の氾濫等による甚大な被害をもたらした、100人以上の死者・行方不明者を出した「令和元年東日本台風」の大雨等が該当する。

特別警報が発表された場合、対象の地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にある。この数十年間災害の経験がない地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっており、油断はできない。

また、特別警報が発表されないからといって安心することは禁物である。気象庁では、特別警報だけでなく、危険度の高まりに応じて警報や注意報を発表している。

(a) 「特別警報」イメージ



出典：「特別警報について」（気象庁HP）

(b) 気象等に関する特別警報の発表基準

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

出典：「特別警報について」（気象庁HP）

(c)津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものが特別警報に位置づけられている。津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）*」、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想したもの）が特別警報に位置づけられている（下表参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」が用いられず、従来どおりの名称で発表される。

【津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報 を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)* を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4) を特別警報に位置づける)

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

富士山については、噴火警戒レベルが運用されており、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態、発生する可能性が高まっている状態で、特別警報が発表される。

※富士山には、多くの火口があり、居住地域近くにも火口があることから、レベル2（火口周辺規制）は発表されない。（第3章 火山災害編 を参照）

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

出典：「特別警報について」（気象庁 HP）

(d) 緊急地震速報を見聞きしたとき

震度6弱以上の緊急地震速報が特別警報に位置づいている。

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておく必要がある。

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、まわりの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本である。

④ 気象警報・注意報の（図表形式）の表示例（気象庁ホームページ）

気象庁では、気象警報・注意報の内容について、どの程度の危険度の現象がどのくらい先の時間帯に予想されるかを分かりやすく伝えられるよう、危険度を色分けして表示している。

これにより、気象警報・注意報で発表する危険度や切迫度が視覚的に分かり、地域に迫る危険の詳細を素早く把握できる。

【気象警報・注意報の新たな表示（危険度を色分けした時系列）】

平成28年 8月30日5時19分 盛岡地方気象台発表

岩手県の注意警戒事項

沿岸北部、沿岸南部では、30日朝から31日明け方まで土砂災害に、30日昼前から30日夜のはじめ頃まで暴風に、31日明け方まで高波に警戒してください。

岩泉町 **【発表】大雨（土砂災害）、暴風警報**

【継続】波浪警報 雷、洪水、高潮、濃霧注意報

30日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い

30日昼過ぎまでに高潮警報に切り替える可能性が高い

岩泉町		今後の推移(■警報級 ■注意報級)									備考・ 関連する現象	
		30日							31日			
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6		
大雨	1時間最大雨量 (ミリ)	16	30	40	50	80	80					
	(浸水害)											浸水注意
	(土砂災害)											土砂災害警戒
洪水	(洪水害)											
暴風	風向風速 (矢印・ メートル)	陸上	3	10	15	20	25	20	13	10	10	
		海上	10	12	20	25	35	30	15	10	10	以後も注意報級
波浪	波高 (メートル)	6	6	8	8	10	10	10	6	6	以後も注意報級 うねり	
高潮	潮位 (メートル)	0.4	-0.2	0.1	1.2	1.2	1.2	0.7	0.7		ピークは30日12時頃	
雷											電巻、ひょう	
濃霧	陸上										視程100メートル以下 以後も注意報級	
	海上										視程500メートル以下 以後も注意報級	

警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。

■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表示しています。

各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

警報や注意報の発表、切替、解除を行った場合、本ページは通常は数分以内に更新していますので、ページを再読み込み

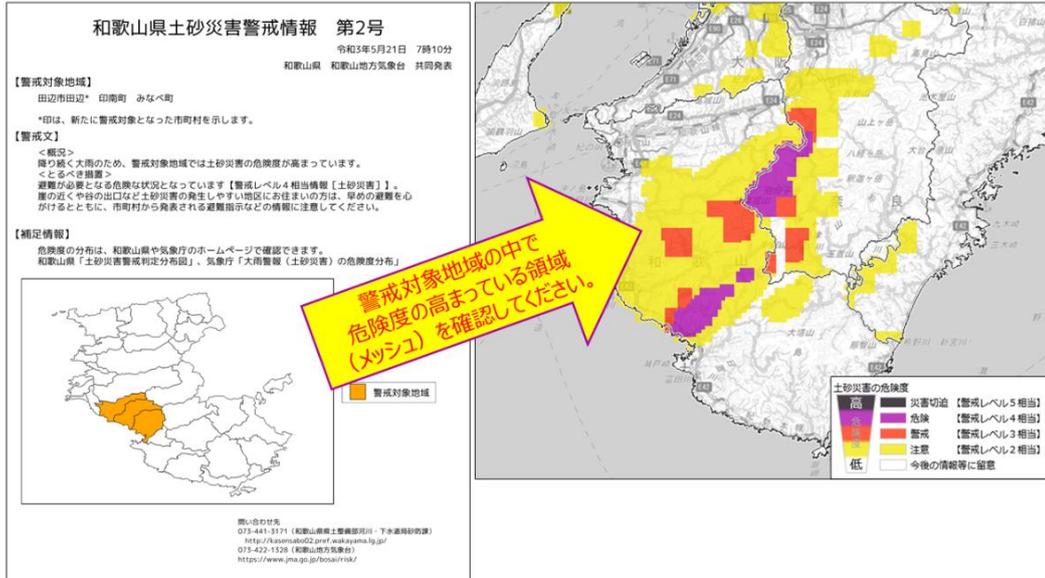
最新の情報をご利用ください。

※ 従来の文章形式による表示も継続。

出典：「危険度を色分けした時系列」（気象庁HP）

⑤土砂災害警戒情報の例

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている領域の詳細は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。



出典：「土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」（気象庁HP）

(3) 新たな「防災気象情報」

①新たな「防災気象情報」の運用開始（気象庁や国土交通省）

令和8年5月下旬（予定）から、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する防災気象情報は、5段階の「警戒レベル」に合わせて発表されるようになる。各情報にはレベルの数字が付記され、危険度と取るべき行動がわかりやすく示される。

警戒レベルは、災害時に住民が取る行動を5段階で示した枠組みで、レベルが上がるほど危険度が増す。レベル3は「高齢者等避難」、レベル4は「避難指示」、レベル5は「緊急安全確保」とされ、レベル5ではすでに災害が発生・切迫している可能性が高く、レベル4までに避難を終えることが原則となる。

再編後、情報名称は、レベル5「特別警報」、レベル4「危険警報」、レベル3「警報」、レベル2「注意報」、レベル1「早期注意情報」と統一され、避難情報との対応関係が明確になる。

河川では、「洪水予報河川」（主に国が指定する大型河川）を対象にレベル5「氾濫特別警報」が新設され、氾濫発生・切迫時に発表される。「洪水予報河川」では氾濫情報が5段階で示され、それ以外の河川については、大雨情報によって危険度が伝えられるようになる。

自治体は、防災気象情報を参考に、地域の地形や過去の災害、水位などを踏まえて避難情報を発令する。住民は、レベル3「高齢者等避難」やレベル4「避難指示」が出た際には速やかに避難行動を取る必要がある。また、防災気象情報は、自治体による避難情報の発令よりも先に出ることが多いため、レベル3相当・レベル4相当の情報が発表された段

階で、キキクルや河川水位を確認し、自主的に避難判断を行うことが重要となる。

学校は、学校周辺だけでなく、児童生徒の居住地や通学路の状況、支援が必要な児童生徒の有無などを踏まえて判断する。基本的には、レベル1・2の段階で情報の収集に留意し、必要に応じて教育委員会等の関係機関と情報を共有する。また、レベル3相当の情報が発表されるおそれが高い場合は、下校時刻の繰り上げ、保護者への引渡し等を検討する。レベル3相当の情報が発表された場合は、安全な場所への移動準備や引き渡し等を行う。

下の図は、「現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係」と「新たな防災気象情報」である。運用後は、新たに付記されるレベル等、3つのポイントに留意しながら防災気象情報を収集し、判断していく必要がある。

【現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係】

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）						
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報						
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害		
				指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）				
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報		
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、避難指示等の発令を判断する	4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示		3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害）	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難		2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	1相当						
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報							

【新たな防災気象情報について(令和8年～)】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

-  警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます
-  河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）
-  「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

出典：「新たな防災気象情報について(令和8年～)」（気象庁HP）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/keiho-update2026/index.html>

②時系列情報・早期注意情報

災害に備えるためには、防災気象情報を迅速かつ適切に収集し、状況判断に活用することが重要になる。

令和8年5月下旬（予定）からは、新たな防災気象情報の運用開始に合わせて「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」が発表されるようになる。この情報は、警報や注意報より先に提供される予測情報で、翌日までの気象状況の見通しが、毎日4回（5時・11時・17時・23時）発表される。

【時系列情報（明日までの警報等の見通し）】

全国の時系列情報（明日までの警報等の見通し）												
2025年02月17日17時00分発表												
北海道地方	17日		18日								19日	備考・関連する現象
	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24		
1時間最大雨量 (mm)	100	100	50	50	30	30	10	10	10	10		
24時間最大雨量 (mm)	100											
大雨												
土砂災害												
暴風 (m/s)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
6時間最大降雪量 (cm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24時間最大降雪量 (cm)	0											
大雪												
波浪 (m)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
高潮 潮位 (m)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
雷												
融雪												
濃霧												
着氷												
着雪												
乾燥 最小湿度 (%)	35		35								35	
なだれ												
低温												
霜												

警戒レベル相当情報	左記以外の特別警報・警報・注意報
レベル5大雨特別警報、レベル5氾濫特別警報、レベル5高潮特別警報、レベル5土砂災害特別警報	波浪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、レベル4高潮危険警報、レベル4土砂災害危険警報	—
レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3高潮警報、レベル3土砂災害警報	波浪警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
レベル2大雨注意報、レベル2氾濫注意報、レベル2高潮注意報、レベル2土砂災害注意報	波浪注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、その他注意報

出典：「新たな防災気象情報について(令和8年～)」(気象庁HP)

また、「早期注意情報（警報級の可能性）」については、次の点が変更され、これまでより詳細な情報が提供される。

- これまで大雨に含まれていた土砂災害に関する情報が、大雨と区分されて独立して示される。
- 明日の情報は、従来の12時間または18時間の幅から、6時間ごとの時間幅に変更される。また、明後日の情報は、これまで1日単位だったものが「午前」「午後」の時間幅に分けられ、1日2回発表されるようになる。（次ページ参照）

【早期注意情報の変更について】

(現行)	1日	2日				3日	4日	5日	6日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24				
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	3日	4日	5日	6日
大雨	[中]	[高]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-

↓

(新体系)	1日	2日				3日		4日	5日	6日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24	4日	5日	6日
大雨	-	[中]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-
土砂災害	-	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-	-

出典：「新たな防災気象情報について(令和8年～)」(気象庁HP)

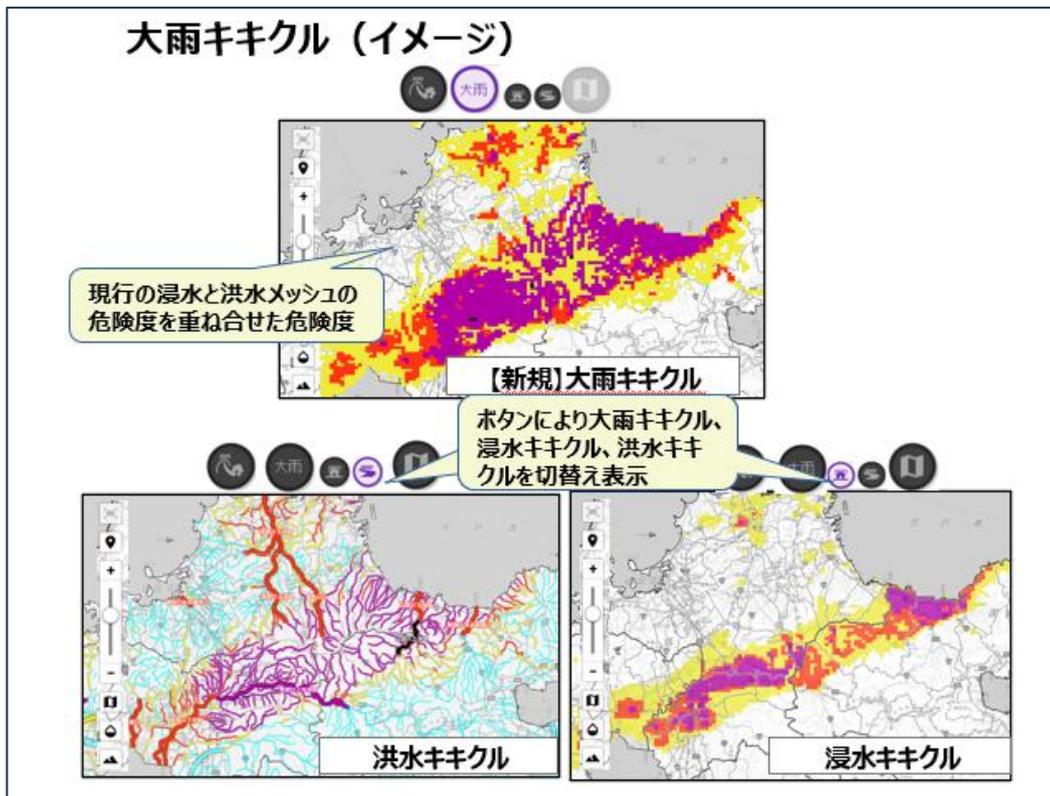
③キキクル

大雨や土砂災害に関する情報が発表された際、気象庁HP「キキクル」(危険度分布)を活用することによって、危険度が高まっている地域を確認することができる。

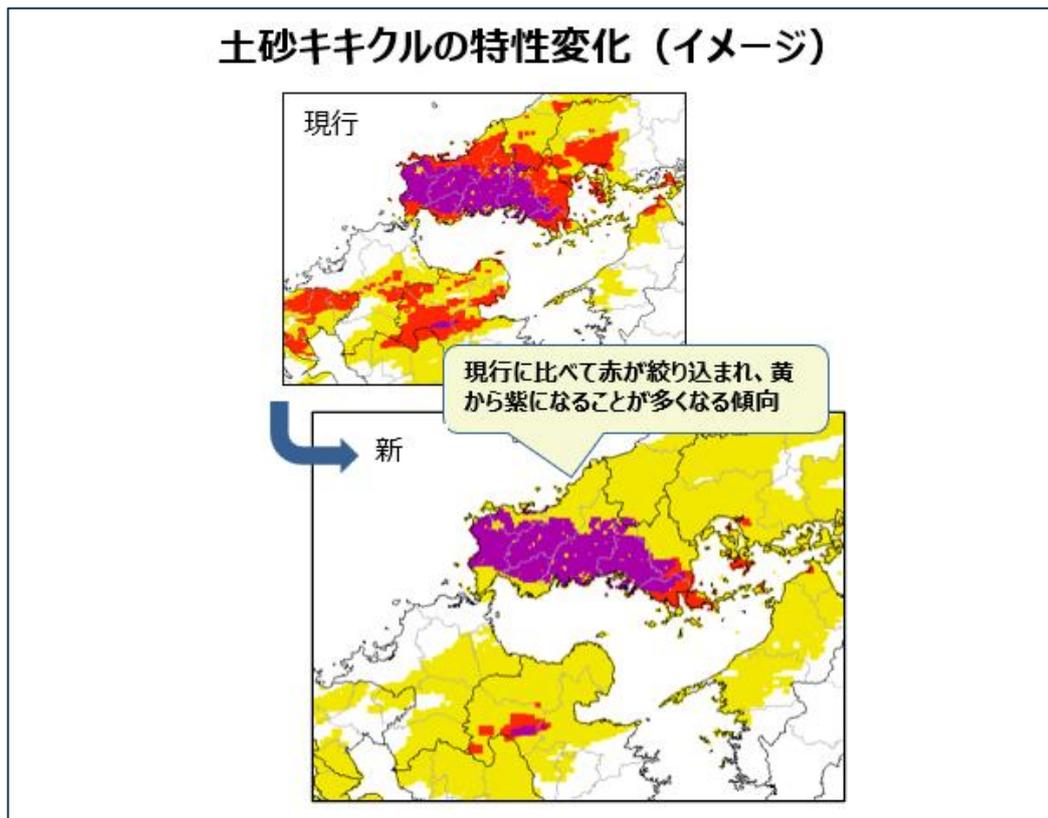
令和8年5月下旬(予定)の更新は、災害情報の精度向上と利用者の利便性向上を目的として行われるものであり、表示や判定基準が見直される。現行では、大雨による河川の氾濫の危険度「洪水キキクル」と、短時間強雨による浸水害の危険度「浸水キキクル」の2つが示されているが、両者を重ねた「大雨キキクル」も新たに表示される。「大雨キキクル」は、大河川以外の河川の氾濫と浸水の危険度を統合的に示したものである。

表示の方法が新しくなった後も、これまでどおり「洪水キキクル」と「浸水キキクル」の切り替えにより、それぞれの危険度を確認できる。

【キキクルの改善について】



土砂キキクルの特性変化（イメージ）



出典：「新たな防災気象情報について(令和8年～)」(気象庁HP)

「土砂キキクル」については判定基準が変更され、現行に比べて警戒（赤）が絞り込まれることで、警戒が必要となる地域について情報の確実性が高まる。一方で、注意（黄）から危険（紫）へ変化する事例が増える傾向があり、表示された特性変化に留意する必要がある。

④気象情報（解説情報）の改善～気象防災速報・気象解説情報への整理～

これまで「気象情報」として伝えていた情報は、線状降水帯など極端な現象が発生または発生しつつある場合に伝えられる「極端な現象を速報的に伝える情報」＝「気象防災速報」と、現在及び今後の気象状況等が網羅的に伝えられる「網羅的に解説する情報」＝「気象解説情報」とに分類され、提供されるようになる。

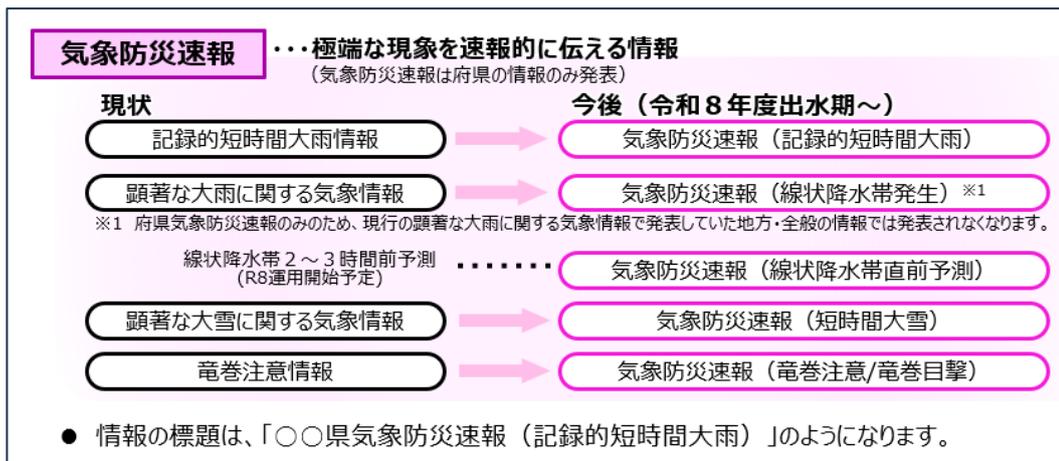
また、情報の区別がつけやすいよう、統一的な情報名称になるとともに、「線状降水帯」などのキーワードが付され、情報へのアクセスがしやすいように改善される。

【気象情報(解説情報)の体系整理】



出典：「新たな防災気象情報について(令和8年～)」(気象庁HP)

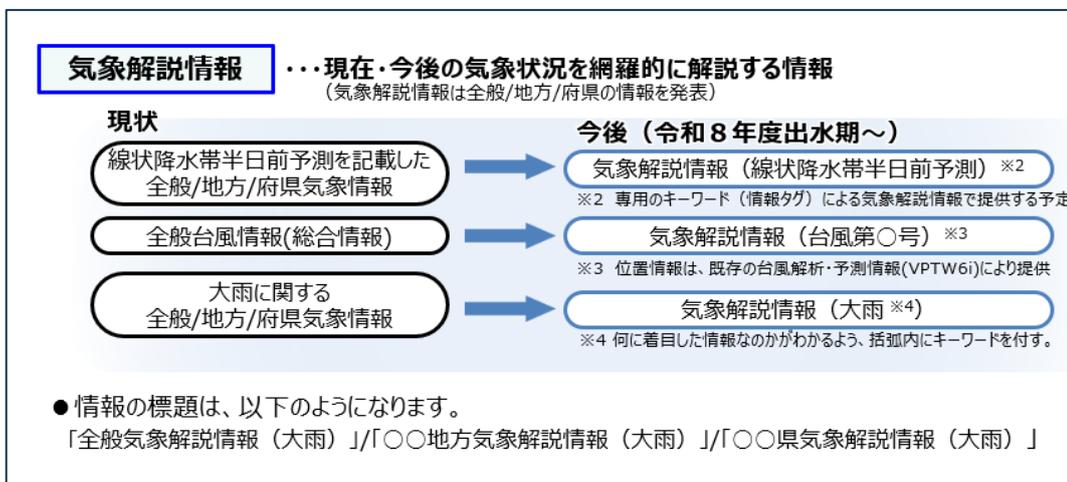
【気象防災速報】



出典：「新たな防災気象情報について(令和8年～)」(気象庁HP)

「気象防災速報」は、警戒レベル相当情報やその他の警報等の「対応や行動が必要な状況であることを伝える簡潔な情報」を補足するものとして、その根拠を示し解説を加える速報性の高い情報である。更新の背景には、災害発生時に迅速かつ確かな判断を支援するねらいがあり、発生している極端な現象の実況を伝えることを基本とする。さらに、警報の対象ではないが、予測が難しく、発生すれば相当の被害をもたらす現象(例：竜巻)についても、気象防災速報として発表される。

【気象開設情報】



出典：「新たな防災気象情報について(令和8年～)」(気象庁HP)

「気象解説情報」は、“現在の気象状況と今後の見込みを伝え、災害への備えや今後の防災対応の検討・判断を後押しする情報”であり、“現在及び今後の気象状況や災害発生危険度の見通しを網羅的に伝える情報”として発表される。

現行の全般・地方・府県気象情報(※)(気象防災速報に位置付けるものを除く)や全般台風情報等については、気象解説情報となる。

※気象情報には、全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」、都道府県(北海道や沖縄県ではさらに細かい単位)を対象とする「府県気象情報」がある。

⑤リーフレット・チラシの活用

新たな気象情報について理解し、災害から身を守る判断をしていくにあたっては、気象庁が作成した以下のリーフレットやチラシを参考にする。

○「一般向けリーフレット（3つ折り）」（気象庁）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/info2026_leaflet.pdf

○「防災気象情報を活用する組織向けのチラシ」（気象庁）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/info2026_flyer.pdf

○「子ども向けリーフレット（2つ折り）」（気象庁）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/info2026_kids.pdf

【防災気象情報を活用する組織向けのご案内】
一般社、学校、企業、自治体の防災担当者の方へ

令和8年より 気象の警報などが 大きく変わります

情報名称などが大きく変わるため、
防災計画等の点検や見直しをお願いします。

河川	大雨	暴風	大雪	高潮
警戒レベル1	レベル1 大雨注意報	レベル1 暴風注意報	レベル1 大雪注意報	レベル1 高潮注意報
警戒レベル2	レベル2 大雨警報	レベル2 暴風警報	レベル2 大雪警報	レベル2 高潮警報
警戒レベル3	レベル3 大雨危険情報	レベル3 暴風危険情報	レベル3 大雪危険情報	レベル3 高潮危険情報
警戒レベル4	レベル4 大雨特別危険情報	レベル4 暴風特別危険情報	レベル4 大雪特別危険情報	レベル4 高潮特別危険情報
警戒レベル5	レベル5 大雨特別危険情報	レベル5 暴風特別危険情報	レベル5 大雪特別危険情報	レベル5 高潮特別危険情報

【警戒レベル1】大雨注意報、暴風注意報、大雪注意報、高潮注意報
【警戒レベル2】大雨警報、暴風警報、大雪警報、高潮警報
【警戒レベル3】大雨危険情報、暴風危険情報、大雪危険情報、高潮危険情報
【警戒レベル4】大雨特別危険情報、暴風特別危険情報、大雪特別危険情報、高潮特別危険情報
【警戒レベル5】大雨特別危険情報、暴風特別危険情報、大雪特別危険情報、高潮特別危険情報

【警戒レベル1】大雨注意報、暴風注意報、大雪注意報、高潮注意報
【警戒レベル2】大雨警報、暴風警報、大雪警報、高潮警報
【警戒レベル3】大雨危険情報、暴風危険情報、大雪危険情報、高潮危険情報
【警戒レベル4】大雨特別危険情報、暴風特別危険情報、大雪特別危険情報、高潮特別危険情報
【警戒レベル5】大雨特別危険情報、暴風特別危険情報、大雪特別危険情報、高潮特別危険情報

避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

- 数日～1日前: **レベル1 早期注意情報** - 災害への心構えを一段高める
- 避難の連絡体制を確認する
- 平日～夜時前: **レベル2 注意報** - ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
- 自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する
- 夜時前～夜時: **レベル3 警報** - 避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
- 高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難
- 夜時～夜時前: **レベル4 危険警報** - **危険な場所から全員避難する**
※ 自衛としてより早期に避難する場合は、避難開始の連絡を待たずに避難を完了
- 災害発生: **レベル5 特別警報** - すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
- 今いる場所よりも安全な場所へ速ちに移動等する

【災害の情報、どう受け取る?】
警報・注意報や気象防災情報は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、自治体の防災無線などを通じて伝えられます。あらかじめ情報入手手段の確認をお願いします。

【このあとどうなる? をチェックしよう】
警報等の情報が発表された際には、危険度を把握しに示したキャンセルや、今後の危険度の推移を示した時刻別情報（朝日までの警報等の経過）などを、気象庁ホームページで確認してください。
▼リンク先検索エンジン 10/10に更新される
8:00～8:10～8:20
▼検索別情報（朝日までの警報等の経過）

出典「防災気象情報を活用する組織向けのチラシ」（気象庁HP）

8 参考となるホームページ・資料

1 ホームページ（防災情報）

(1) 山梨県「災害・防災情報」

<https://www.pref.yamanashi.jp/kinkyu/index.html>



(2) 山梨県「浸水想定区域図、洪水ハザードマップ」

https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/113_017.html



(3) 山梨県「山梨県土砂災害警戒情報」

<https://sabo.pref.yamanashi.jp/Top>



○ 「土砂災害警戒区域マップ」

<https://sabo.pref.yamanashi.jp/MapKeikai>



(4) 甲府地方気象台「山梨県」

<https://www.jma-net.go.jp/kofu/>



(5) 気象庁「防災情報」

<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>



○雨雲の動き

〔雨雲の動き・雷活動度・竜巻発生確度（ノウキャスト）〕

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>



○キキクル（危険度分布）土砂/浸水/洪水

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>



(6) 気象庁「知識・解説」

<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuknowledge.html>



○特別警報とは

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>



○防災気象情報と警戒レベルとの対応について

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/alertlevel.html>



○早期注意情報（警報級の可能性）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/prob_warning.html



○雨の強さと降り方

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/amehyo.html



○風の強さと吹き方

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/kazehyo.html



(7)国土交通省「川の防災情報」

<http://www.river.go.jp/>



(8)甲府河川国道事務所「富士川水系情報提供システム」

<http://info.kofu-bosai.go.jp/info/>



(9)甲府河川国道事務所「富士川流域浸水想定区域図」

<https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/koufu00672.html>



(10)内閣府「防災情報のページ みんなで減災」

<https://www.bousai.go.jp/>



2 資料

- (1)国土交通省「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/index.html#know>



- (2)国土交通省「防災教育ポータルサイト」
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/>



- (3)気象庁「発達した積乱雲による災害・事故から 児童生徒を守るために」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/siryo/guide.pdf



- (4)政府広報オンライン「防災・災害対策」
https://www.gov-online.go.jp/disasters/disaster_prevention/



○自然災害から命を守るため、知っておいてほしいこと

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/



○土砂災害から身を守る3つのポイント あなたも危険な場所にお住まいかもしれません！

<https://www.gov-online.go.jp/article/201106/entry-7545.html>



〔注〕40ページから43ページに掲載されている情報は、令和8年3月末現在のものです。